

## 物価高騰の影響を受けている事業者への支援について

目 的	新型コロナウイルス感染症による物価高騰の影響を受けている市内事業者に対し、その経費の一部を支援する。			
名 称	民間保育所等 物価高騰対策事業費補助金	障がい者支援施設等 物価高騰対策事業費補助金	介護施設等 物価高騰対策事業費補助金	病院等 物価高騰対策事業費補助金
概 要	コロナ禍に起因する物価高騰の影響を受け光熱水費、食材費その他の運営に要する経費が増加していることから、市内民間保育所等に対し、その経費の一部を補助する。	コロナ感染の対策を実施しながら入所者への食材費の高騰分を事業所が負担している障がい者支援施設等に対し、その経費の一部を補助する。	コロナ感染の対策を実施しながら入所者への食材費の高騰分を事業所が負担している介護施設等に対し、その経費の一部を補助する。	コロナ禍に起因する物価高騰の影響を受け、入院患者への食事提供経費が増加していることから、市内の病院等を運営する者に対し、その経費の一部を補助する。
対 象 者	市内民間保育所等 計41施設 ・民間保育所 6施設 ・認定こども園 17施設 ・小規模保育施設 4施設 ・認可外保育施設 14施設	市内障がい者支援施設（入所施設及び日中サービス型グループホーム） 計7施設 ・入所施設 5施設 ・日中サービス型グループホーム 2施設	市内介護施設等 計55施設 ・特別養護老人ホーム26施設（1,085床） ・介護老人保健施設 6施設（550床） ・介護医療院 1施設（8床） ・特定施設 5施設（226床） ・グループホーム 16施設（270床） ・養護老人ホーム 1施設（100床）	市内の病院・有床診療所 計9施設 ・病院 6施設（903床） ・有床診療所 3施設（57床）
補助対象経費	在園児1人当たり500円を補助基本額とし、その12か月分を補助  対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日	食事を提供している入所者数に対して、1日40円を補助  対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日	食事を提供している入所者数に対して、1日40円を補助  対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日	食事を提供している入院患者数に対して1食につき16円又は18円の補助 【1食につき16円】 ・療養病床（65歳以上） 【1食につき18円】 ・療養病床（65歳未満） ・精神病床 ・一般病床  対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
補助金額	在園児数×12か月×500円	食事提供入所者数×入所日数×40円	食事提供入所者数×入所日数×40円	提供した食事の数×（16円又は18円）
そ の 他	・事業費：2,400万円 ・財源：国庫補助（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	・事業費：384万9千円 ・財源：国庫補助（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	・事業費：3,269万円 ・財源：国庫補助（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	・事業費：1,851万7千円 ・財源：国庫補助（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
問合せ	保育課 担当：阿部 TEL：0282-21-2232	障がい福祉課 担当：関口 TEL：0282-21-2205	高齢介護課 担当：佐藤 TEL：0282-21-2254	健康増進課 担当：田中 TEL：0282-25-3512